

□ 今月のことば □



知的財産戦略大綱やぶにらみ

副会長 河野 登夫



期 待

この2002年7月号の発行に先立つ7月3日、各界の叡智を集めて策定された知的財産戦略大綱が発表されているはずである。本稿は、それに先だって発表された素案に基づくものである。

本誌は会員4800名余と会員外読者1500名余に読まれている。回読率を考慮すると、また2ヵ月弱の遅れはあるが日本弁理士会のウェブサイト公開されている事を考慮すると、前述の数字の合計の2~3倍程度の方の目に触れていよう。いずれにせよ、雑誌の性格から考えて、大半の読者が所謂特許プロパーであると思われる。この特許プロパーにとっては、題記の「戦略大綱」は、(おどろおどろしいタイトルはともかくとして)積年の胸の支えが降りる内容であると言える。そもそも知的財産が内閣府主導で議論されること自体希有なことであり、短期間に要点をついた方向性を示されたことにも驚きを禁じ得ない。願わくば具体化に向けての行動計画を早期に始動して頂きたいものである。斯くあるべしと示された内容の実現に向けて、我々もそれぞれの立場に応じて努力をしていこうではないか。

税 制

良いことづくめの内容ではあるが、経済的な視点から問題点を指摘したい。その第一は、税制についての言及不足である。「戦略大綱」には「税」の文字は3つしか出てこない。そのうちの一つは、模倣品対策に関する「税関」の取り締まり強化についてであるから、税制について触れているのは、「関連税制の整備...に務める」という点と、「企業から大学への寄付などに関する税制措置」の2点である。

後者についてみると、企業から大学への寄付金は、大学発の知的財産創出に貢献するから一層奨励されるべきであるが、既に寄付金は全額損金扱いできる仕組みになっている以上、企業側には最早期待できる税制措置はない。

一方、前者は具体的に何を意味するのか? 何れ明らかになるであろうが、もう一步つっこんだ方針の明記が望まれた。「戦略大綱」の素案と同日に発表された政府税制調査会の税制改革基本方針は、法人税(国税)率30%の維持と、法人事業税(地方税)への外形標準課税の導入とで実質増税を打ち出している。

「知的財産戦略」が沈下していく日本経済の再生を目的としている以上、1980年代のアメリカが取ったプロパテント政策を念頭に置いていることは想像するに難くない。アメリカのプロパテント政策は、単に特許関連部分の制度改革をしただけのものではなく、法人税制の改革を含む総合的経済政策として行われたことにより、所謂双子の赤字を解消する成功を収めたと言っていることができる。今日の日本では、政府税調の税制改革基本方針が上述のようなものである以上、法人税の低減は期待できないから、「(知的財産の)関連税制」を大幅に整備しなければ企業の知的財産創出への資金シフトは期待できず、ひいては日本産業再生の

目的を達し得ないことになる。経済面から見た企業の行動規範は税制に支配されるところが大きいことは、門外漢が指摘するまでもないことである。

この関連税制について考えてみよう。知的財産創出に関する税制では、エンジェル税制を、投資分を実行年度で税額控除できる制度として投資を誘発する仕組みに変えること、研究開発費の税額控除制度の見直しなどが識者から指摘されている。特定の先端分野における研究開発用機材の短期償却なども望まれるところである。

知的財産に直接関わる点について提言すれば、

企業内の発明者に対する報奨金は給与所得としての扱いをやめ、無税とする

特許のライセンス料収入は非課税扱いとする

特許権の償却についての耐用年数を現行の8年から3年程度に短縮する

等が挙げられる。は発明者、企業に特許取得のインセンティブを税制面からも与えるものである。は特許権の流通の促進に実効があると考ええる。技術又は商品のライフサイクルの短期間化に対応させる必要があるのである。

雇用創出

第2点は雇用の創出である。今日の日本の長期に亘る不況の2大要因は、個人消費及び設備投資の不振である。これらは消費の冷え込みと生産設備の過剰という点でリンクしている。個人消費の不振は、失業率の高さと雇用不安にある。「戦略大綱」が日本経済再生の処方箋の一つであるならば、雇用創出に対する視点が必要ではなかったであろうか。残念ながら「戦略大綱」には「雇用」の2文字はない。失業者は、もはや知的財産の創出あるいは保護の戦士たり得ないのか。

優れた発明により魅力ある商品が生産され市場に出る。やがて需要が増大し、生産量が増える。このような図式では生産、流通、販売の各段階で雇用が増大していく。一国資本主義ではその通りであるが、今日では生産はコスト優位の国へ出て行く。一昔前に比べればシステム化が進み、単純化・省力化された流通、販売での雇用増に多くは望めない。やはり、国内での生産が雇用確保の上から重要なのである。これには、2つの対策があると考ええる。一つは、知的財産に関連する税を国内生産の場合には優遇することである。上述のを国内生産の場合にのみ適用する等の方策である。いま一つは、国内生産型・労働集約型の産業に関連する知的財産創出への支援であろう。典型的な例は、情報技術分野である。今後、更に需要増が見込める上、技術的進展も大きく望めるから一層効果的であるし、社会生活基盤、生産基盤としての重要性が認められるからである。

「知的財産立国」と謳うからには、一握りの人たちだけではなく、国民が広くそれに関与し、また恩恵に浴すことができる施策であるべきであろう。知的財産を日本経済の閉塞感を打破する起爆剤と位置づけるのであれば、為政者は雇用創出にも意を配さねばなるまい。